

広島空港における本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通及び貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所

1. 航空機と陸地との間の交通場所

- (1) 税関出国検査場から出国審査場及び出国待合室を経てコンコースを通り、搭乗橋又はバスホールを経由して5番から10番までの各スポットに駐機する外国往来機に至る通路。
- (2) 5番から10番までの各スポットに駐機する外国往来機から、次のいずれかの場所を経由して検疫検査場及び入国審査場を経て税関入国検査場に至る通路。
 - イ 搭乗橋及びコンコースを経てエスカレーター又は階段
 - ロ バスホール

ただし、上記(1)の場所は、出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者の交通に限る。上記(2)の場所は、入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者の交通に限る。

2. 貨物の積卸場所

5番から10番までの各スポット